

臨時災害放送局の開設

信越総合通信局では、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事等の非常災害時に住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供するため、速やかに臨時災害放送局を開局できるよう、「臨機の措置」による放送局の免許制度を整えています。

これは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事等により甚大な被害に遭われた市町村からの申請により、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供する臨時災害FM放送局に対して、「臨機の措置」（口頭による申請・免許）を講ずるものです。

信越管内の被災市町村において臨時災害放送局の開局を希望される方は、情報通信部放送課（026-234-9938又は090-3145-9497）まで、ご連絡ください。

○臨時災害放送局の開設イメージ

